

病院運営審議会規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>(委員)</p> <p>第2条 病院運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町内会長 5名とする。ただし、任期中に町内会長を辞した場合でも、審議委員はその任期中は継続することができる。</p> <p>(2) 一般町民 3名以上5名以内</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 病院運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町内会長 5名</p> <p>(2) 一般町民 3名以上5名以内</p> <p>ただし、任期中に町内会長を辞した場合、審議委員はその任期中は継続する。</p>
<p>第3条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第3条～第6条 略</p>